

講習会の開催



熱心に講師の説明を聴かれる参加者

9月21日18時から、「インボイス・改正電子帳簿保存法セミナー」を開催しました。(有)P&Cファイナンシャル・パートナーズの酒匂健寿氏を講師に迎え、「インボイス制度のルール確認」「事業者間取引への影響確認」「令和5年10月までの準備事項」等を中心に説明が行われました。

令和5年10月から始まるインボイス制度は、免税事業所のままだと「適格請求書」の発行が出来ないため、売上が下がるリスクがあります。一方、発行するためには消費税の課税事業所になる必要があります、今までより出ていくお金が増えてしまいます。

商工会では、インボイス制度についての相談にも対応しております。インボイスについて知りたい方は、商工会にお気軽にご連絡下さい。

労働保険料の改定について

令和4年10月から、労働者負担・事業者負担の保険料率に変更になりました。

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険二事業の保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

令和4年10月6日から、鹿児島県の最低賃金が変わりました。
変更後 **853円** [時間額]

最低賃金改正のお知らせ

編集後記

全国旅行支援の影響か町には「わNo.」が溢れています。また、プレミアム商品券の発売効果により商店街にも賑わいが戻りつつあります。この機会を捉えて「瀬戸内町(島)の新たな可能性とは」について検討して参りましょう。

(事務局長 加藤和正)

令和4年度 第32号 発行元：瀬戸内町商工会

〒894-1503 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 6-1
TEL0997-72-0147・FAX0997-72-4159

新規会員紹介(令和4年3月～令和4年10月)

事業所名	業種	地区
カフェ&パークローバー	飲食業	春日
ビューティーサロンとーく	美容業	諸鈍
きゃしなふ農園	製造業	阿鉄
かりん	製造業	大湊
マリンアクティビティー minami	サービス業	瀬久井
山田農園	製造業	於齊
鼓太郎丸	製造業	芝
ラウンジほたる	飲食業	大湊
たけはら農園	製造業	松江
かんちゃんファーム	製造業	久慈

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金利】 年1.80% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)」以内の方
または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は、
年1.40%(令和4年10月3日現在)

【ご返済期間】 18年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財) 教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンコールセンター
(0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656)までお問い合わせください。